

は機務の暇なくおはします御身もて。典籍に御心をつくされなば。はてには御精力衰耗して。御病のいでむもはかりがたし。少しく節量し給はゞよろしからむ

と祐天が將軍を氣遣うと、桂昌院は

政務の資となるべきは。第一文学にすぎたるはあらじ

と言つて、逆に祐天が諫められたと言うのである。綱吉と桂昌院の政務に対する姿勢がうかがわれ、また祐天と桂昌院の關係の一端の表れたエピソードである。

第三項 綱吉と祐天

『略記』によれば、祐天は綱吉に対して二度法門を行つてゐる。一回は「諸徳集会」ときと書かれており、『常実記』にも記述がないため明確な時期が確定できないが、もう一回は宝永四年二月二十四日に行われた御前法門であつた。

「浄土本」伝記に先に記されているので便宜上「一回目」とするが、その法門の内容は次のようであつた（以下『略記』より）。

一つは、

所^レ書^ス 弥陀^ノ佳号^ヲ 驗益^{モト} 最多^ト 矣^{ナリ} 世人^ノ 謳歌^リ 頻也^{ナリ} 其^レ之^レ実^ト 否^ト 如何^{ナリ}

二つ目は、

天台^ノ真言^ノ等^ノ 諸宗^ヲ 皆^ニ 為^ス 鎮護^ス 国家^ヲ 純要^ト 祈祷^ス 方法^ヲ 淨宗^ノ 独^リ 無^ク 此事^ヲ 耶^ヤ 予^ヤ 也

三つ目は、

吾^ガ 祖^ノ 君^ノ 家^ノ 康^ニ 從^リ 弱^ク 齡^ニ 深^ク 歸^シ 念^フ 佛^ノ 法^ノ 門^ニ 屢^ク 蒙^リ 聖^ノ 之^レ 靈^ニ 応^ジ 大^ニ 獲^テ 師^ノ 之^レ 勝^ト 利^ヲ、(中略)
松^ノ 氏^ノ 累^シ 世^ニ 歸^シ 念^フ 佛^ノ 至^ニ 今^ニ 永^ク 安^ス 靖^{スル} 天^ノ 下^ノ 之^レ 来^ル 由^ヲ 欲^{スル} 具^ニ 宣^フ 之^レ 其^ノ 事^ヲ 最^モ 寬^ク 也^ニ 豈^ニ 一^ニ 朝^ニ
夕^ノ 之^レ 談^{ナランヤ} 哉

との問いである。学問好きの綱吉にしては世俗的な質問とも思われるが、浄土宗の最も根本的な教義を鋭く追求した質問とも言えよう。

祐天はこれに対して明解に答えた。まず名号の驗益とは

以下是全非予徳而爾カノノモカラムルミナテ 咸依スルノ信者之信力ニ有ル其奇特真教不思議力何得ソツシヤトイフヲ之ト
容ル疑コトヲ哉

と言つて、受者の信力によるものであるとし、鎮護国家の法としては万徳所帰の名号の功德を挙げ天下和順の文で例証している。三つ目の答は、松氏の分字と十八願を懸けて十八願での英俊の教育の効果を述べている。

これらの答に対し、綱吉は

於レ是知リ因ノ由ノ不レ虚コトヲ信服之色ニ満ツ面ニ

〔略記〕

公大權ニ曰ク今マ也親聞ク師説ヲ始知テ伝説ヲ有ル信可シ謂ツ吾カ之幸也ヒナリツシタマハク 師之臨ム事也ニ
見テ義而為レ当ニ仁而不レ讓襟度丰標不ト毫容モ詔諛ヲ矣

〔実録清書〕完

というように、祐天の答に満足したことが知られる。問答の内容を見ると、綱吉は浄土法門を長い間行っていたにもかかわらず、浄土宗の奥義すなわち救済論や信仰の姿というものについての認識はなく、これまでは学問的な捉え方をしていたことがうかがわれるのである。このように伝記を事実とし、その記述内容から類推すれば、この法門は祐天を呼んで改め

てなした法門ではなく、別件で集まった諸徳を前に日頃から疑問に感じていたことを祐天にぶつけたものではあるまいか。しかしながら、このような問答に失敗し、綱吉の心証を悪くすることは、祐天ばかりでなく浄土宗全体の問題としてかわつてくる重要な法門であった。

次にこの法門の同席者であるが、『略記』によれば同席した諸徳を「護持院・護国寺・金地院・進休庵等」とする。『実録下書』附では、さらに観理院・弥勒寺・金性院を加え「是等台密禪之耆宿也」と言う。『実録清書』附には、下書から弥勒寺の名前が削除されている。『開山行状』には列席者の名前はない。

浄土宗の側は、増上寺現住すなわち門周それに了也・雲臥らの師と三人の名が挙げられている。

『略記』から『実録清書』に変化していく過程で、この法門は「諸徳集会之時」という限定的な表現から一般的に綱吉は法門を好みしばしば諸宗の高僧から仏門の教義を聞いていた、そのあるときというような表現に変わっている。また『実録下書』には最初の名号の驗益の話のみ記されあとの話が出ておらず、また『実録清書』に復活するという過程を経ている。『実録』の作者も、いつこの法門が行われたか定かでない可能性はある。

『常実記』と『隆光僧正日記』からこの法門が行われた可能性を次に検討してみたい。

まず、門周が増上寺の住職任命後であることから宝永元年十一月二十九日以降であり、了也の遷化が宝永五年四月三日でありそれ以前である。その間正式な浄土法門は宝永四年二月

二十四日だけであり、このときは法門の内容も明記されており二回目の法門と特定しうる『常実記』。『隆光僧正日記』によれば、このほかに少なくとも二回法門があった。人物の記載はないが、宝永三年二月六日ともう一度は三月二十五日である。三月二十五日は門周・了也・雲臥・祐天・金地らが参集し法門があったとされる。

残念ながら、以上の結果から「一回目」の法門の時期を確定することはできないし、史実としても証明するには至っていない。祐海の記したと思われる『檀通書附』にも一心不乱の法門の話は出るが、この「一回目」の法門の話は出てこないのである。可能性としては、宝永三年三月二十五日の法門時、あるいは宝永四年の二月二十四日の法門後、綱吉が祐天に問答を仕掛けた可能性は残されていることを指摘するにとどめたい。

しかしながら、この「一回目」の法門の内容は『大樹帰敬録』ならびに『浄宗護国編』という祐天の思想にかかわる書物につながり、これらの本の成立に深く関与しているという事実を見逃すわけにはいかないであろう。すなわち、法門自体はどのような形で行われたか不明であるが、祐天の思想は十分に反映している可能性があるということである。『略記』の「本伝遺事」また『実録』附に記された次の文章に注目したのである。

松氏奕世^シ、^{スル}浄教^ニ、^{スル}遂混^ニ、^ラ車書^ニ、^ト来由原増上^ノ、^{レリ}随波和尚克知^ニ、^ニ此事^ヲ、^ニ故口^ニ、^ス授之^ヲ於檀
通上人^ニ、^ニ上人亦授^ク、^ニ此事於師^ニ、^ニ師性固抱^ク、^ニ洪志^ヲ、^レ以負^ク、^ニ荷宗乘^ヲ、^ニ為己任^ト、^ニ故不^レ簡^ニ尊

昇將卒^ヲ一凡^ソ對^シ武業^ヲ為^ス識者^ノ一則^ニ每^ニ說^ク此事^一以^テ示^ス且^ク欲^シ達^ス一上^ニ聞^ク也^ナ時^ニ哉^ナ大樹綱
吉公^ヲ為^ス三^ノ宝^ノ皈^ノ敬^ノ之^ノ明^ノ君^一故^ニ屢^ニ召^シ諸^ノ家^ノ衆^ノ僧^ヲ迄^ニ探^シ佛^ノ教^ノ淵^ノ底^一而^シ命^シ師^ヲ令^シ說^シ法^ヲ師^即
因^テ之^ヲ而^シ宜^シ說^シ此^ノ事^ヲ遂^ニ得^テ成^ス素^ノ志^一也^ナ其^ノ傳^ハ口^ノ授^ニ既^シ筆^ヲ記^シ綴^シ成^ス三^ノ卷^ト題^シ云^ク大^ノ樹^ノ歸^一
敬^ノ錄^ト今^マ在^ル寺^ノ珍^レ之^ヲ矣^ナ近^ノ所^ニ梓^ノ行^一淨^ノ宗^ノ護^ノ國^ノ篇^ノ原^ノ出^ニ於^テ師^ノ口^ノ授^ニ而^シ陳^シ篇^ノ旧^ノ記^ノ集^ニ而^シ大^ニ
成^ス之^ヲ乎^カ也^ナ人^ノ誦^シ信^ス焉^一

(略記)

ここに正徳二年に記された『淨宗護國篇』の観徹による序からも引用しておく。

現住緣山貫主顯譽大僧正能伝^ニ其^ノ行^ハ美^ニ最^ニ為^ス至^ニ審^ニ貫^ノ主^ノ稟^ノ之^ノ明^ノ譽^ノ上^ノ人^一上^ノ人^ノ承^ニ之^ヲ
國^ノ師^ノ門^ノ下^ノ伝^ハ道^ノ正^ノ統^ノ隨^テ波^ノ上^ノ人^一其^ノ稟^ハ承^ノ之^ヲ有^リ緒^ノ遠^ニ且^ク正^ニ矣^ナ吾^ノ親^シ聽^ク貫^ノ主^ノ口^ノ授^ニ凡^ノ暨^シ再^ニ尚^ニ
參^ニ考^ス之^ヲ陳^シ編^ノ旧^ノ記^一因^ニ併^シ以^テ緣^ノ山^ノ阿^ノ弥^ノ陀^ノ佛^ノ靈^ノ像^ノ原^ノ由^ノ及^テ感^シ驗^ノ之^ノ事^一乃^シ使^シ大^ノ信^ノ良^ノ信^ノ師^ノ記^一
錄^ニ焉^一請^フ法^ノ泉^ノ珂^ノ然^ノ師^一校^シ閱^シ焉^一書^シ成^ス題^シ名^シ淨^ノ宗^ノ護^ノ國^ノ篇^一或^シ曰^ク般^ノ若^ノ之^ノ護^レ國^也吾^ノ聞^ク有^リ
其^ノ明^ヲ挾^シ矣^ナ未^レ聞^ク念^ノ佛^ノ之^ノ護^レ國^也其^ノ亦^ク有^リ所^ノ憑^ス乎^カ曰^ク有^リ之^ヲ經^曰天^ノ下^ノ和^順日^ノ月^ノ清^明風^ノ雨^ノ
以^テ時^ニ災^ノ厲^ノ不^レ起^ク國^ノ豐^ノ民^ノ安^ノ等^ス斯^レ豈^レ非^シ念^ノ佛^ノ護^ノ國^ノ之^ノ聖^ノ證^一耶^一矧^子所^ノ謂^ク般^ノ若^ノ者^一吾^ノ所^ノ謂^ク阿^ノ弥^ノ
陀^ノ佛^ノ名^ノ号^ノ所^ノ具^ス之^ノ一^ニ德^哉若^夫夫^ノ感^シ應^シ事^ノ迹^者昭^々乎^カ乎^カ乎^カ傳^ノ記^ノ之^ノ文^一子^ノ其^ノ披^シ卷^ノ誦^シ之^ノ則^シ不^レ吾^ノ
言^ニ而^シ知^ル也^一

(淨全) 十七、六一四頁

観徹は元禄十五年の触書に雲臥大僧正時代代役者として、署名（『増上寺史料集』一、三三六頁）しており、祐天が伝通院時代には宝永四年の下知状に十一番目の月行事として署名（『増上寺史料集』一、三六七頁）している。したがって祐天の出席する法門には月行事として参加できる立場にあった。また、観徹は碧雲室における祐海の師である（『縁山志』八『浄全』十九、一九三頁）。このことから観徹が実際に見聞きした話が綱吉と祐天の対話として伝記に登場した可能性も否定できない。

また、宝永四年三月十八日に十八檀林主を集め能を観るということが始められている（『隆光僧正日記』）が、このきっかけが先の松氏の字解きから十八檀林につながった話を聞いたからと考えることはできないであろうか。もしそうだとすれば、時間的に宝永四年二月二十四日の法門のあと、特に祐天に命じた法門が「一回目」の法門であったとの推定も成り立つであろう。

次に、二回目の法門であるが、これは史実として捉えることができる。

宝永四年二月二十四日、祐天七十一歳のときこの御前法門が開かれた（『縁山志』七『浄全』十九、四〇三頁）。算題は『阿弥陀経』の一心不乱についてであった。門周大僧正が上首となり問答があった。その後、特に「上意により又伝通院説法致すべし」とある。また、『常実記』にも「伝通院祐天はことさらに命ぜられて説法を御聞に備ふ」とあり、特別に命を受けたことがわかる。

浄土宗の僧侶で同席したのは、門周・了也・雲臥の三大僧正と各檀林主であることが『常実記』に記されている。『略記』にはそれに月行事の十二人が付け加えられている。「縁山志」を見ると、さらに府内檀林の伴頭二臘まで参加したとある。

同席した他宗の僧侶は、『常日記』には護持院大僧正隆光・覚王院大僧正最純・護国寺大僧正快意・心休庵大僧正の名がある。『略記』には、護持護国金地院等とある。

以上を『隆光僧正日記』から確認をすると、

増上寺方丈、法門被仰付。伝通院、大光院、幡随院、靈巖寺、靈山寺、其外増上寺役者伴頭、伝通院、靈巖寺、幡随院、靈山寺之伴頭、都合方丈共に二十一人、一心不乱之法門也。法門終る、伝通院談義被仰付。覚王院、護国寺、進休庵被罷出

とあり、『略記』には他宗の僧侶に対してのあいまいさがあることがわかる。

他宗特に綱吉のお抱えとも言ふべき僧侶を前に浄土法門するということは、相当の知識と理論構成を必要としたことは容易に想像できる。

そこで問題となるのは祐天に対する綱吉の評価であろう。伝記から本当の評価を見ることが難しいことであるが、『略記』を引用すれば「大君諸司感悦衆徒老宿無^レ不^ル称歎」とある。

ここで、祐天が城内に呼ばれた回数が法門前後で変わったかどうかを確認しておきたい。

期間を桂昌院没後から了也の遷化に限定すると次のようである（『常日記』）。

法門前

宝永二年

十二月二十三日

宝永三年

正月二十七日（奥・囃子）・三月二十五日・四月晦日（奥）・六月三日・

六月二十六日・八月十八日（奥）・九月十三日（奥能）・十二月十日（奥）

宝永四年

正月十二日（奥）・二月九日（奥・囃子）

法門後

宝永四年

三月十八日（奥能）・四月二十七日・六月六日・七月三日（奥）・八月六日・

九月十三日（月見）・十月十日（奥能）・十一月晦日（奥）・十二月十日

宝永五年

正月十三日・閏正月二十六日（奥）

法門の前後で回数そのものに変化はないようである。しかし、御前と謁する機会は増えていると見ることもでき、御前法門は大成功であったと言えよう。

しかしながら、宝永四年十一月二十三日富士山が噴火したときも、真つ先にしたことは護持院に千手法を修させることであった（『常実記』）。また、生涯生類憐愍令を保ち続け、庶民を苦しめたことも事実である。頭では理解させても行動を伴わせることはできなかった。最後も東叡山に葬られることになるのである（『文昭院殿御実記』以下『文実記』）。

第四項 家宣と祐天

宝永四年、次の將軍家宣の子である家千代が七月六日に生まれたが、九月二十八日に亡くなられた（『常実記』）。生まれてまもない子であったが知幻院殿と諡され、伝通院に葬られることとなった（『常実記』）。祐天が導師を勤めた（『略記』）。このとき使われたと思われる「白鼠編子葵御紋附打敷」は祐天に贈られ、それが神奈川県良忠寺復興（正徳二年五月祐天により知恩院直末に加えられたと言う。『良忠寺誌』（昭和四十六年、八頁））の際に贈られ現在に至っている。祐天はたとえ將軍家よりの拝領物であっても自分の手元に置くことはなく、念仏弘通のため必要と考えられれば寄付をするなど、私利私欲のない人柄が知られるのである。

また、家宣二男大五郎も同年十二月二十二日生まれた（『常実記』）が、宝永七年八月十三